

資料1-1

2/27 第1回 持続可能な社会の構築(少子化・仕事と生活の調和)分科会

社会保障国民会議の開催について

平成20年1月25日  
閣議決定

1. 趣旨

将来にわたって国民に信頼される社会保障制度に裏打ちされた、すべての人が安心して暮らし、本当の意味での豊かさを実感できる社会をつくっていくために取り組んでいくことが必要であるという観点から、有識者の参加を得つつ、社会保障のあるべき姿と、その中で、政府にどのような役割を期待し、どのような負担を分かち合うかを、国民が具体的に思い描くことができるような議論を行うため、社会保障国民会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 会議は、有識者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
- (2) 会議の座長は、互選により決定する。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。

3. 分科会

会議は、必要に応じ、分科会を開催することができる。分科会の構成員は、座長が指名する。

4. その他

会議の庶務は、内閣官房において処理する。

## 社会保障国民会議 名簿

大森 彌	NPO法人地域ケア政策ネットワーク代表理事、東京大学名誉教授
奥田 碩	トヨタ自動車株式会社取締役相談役
小田與之彦	社団法人日本青年会議所会頭
唐澤 祥人	社団法人日本医師会会長
神田 敏子	全国消費者団体連絡会事務局長
権文 善一	慶應義塾大学商学部教授
塩川正十郎	東洋大学総長
清家 篤	慶應義塾大学商学部教授
高木 剛	日本労働組合総連合会会長
竹中 ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
中田 清	社団法人全国老人福祉施設協議会副会長
樋口 恵子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長
南 砂	読売新聞東京本社編集委員
山田 啓二	京都府知事
吉川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授

## 社会保障国民会議運営要領

1. 会議は、非公開とする。
2. 事務局は、会議における審議の内容等を、会議終了後、遅滞なく、適当と認める方法により、公表する。
3. 事務局が、審議の内容等を公表する際は、会議において配付された資料も原則として併せて公表する。
4. 会議の議事要旨については、これを速やかに作成し、公表する。

## 社会保障国民会議の今後の検討体制について(案)

以下のように分科会を設置し検討を進めてはどうか。

- ① 所得確保・保障〔雇用・年金〕
- ② サービス保障〔医療・介護・福祉〕
- ③ 持続可能な社会の構築〔少子化・仕事と生活の調和〕

※ 委員は、それぞれ10名程度とする。

## 社会保障国民会議 持続可能な社会の構築(少子化・仕事と生活の調和)分科会 名簿

阿藤 誠	早稲田大学人間科学学術院特任教授
阿部 正浩	獨協大学経済学部准教授
飯泉 嘉門	徳島県知事
池上 清子	国連人口基金東京事務所長
岩淵 勝好	東北福祉大学教授
荻野 明彦	日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会部会長代理
奥山千鶴子	NPO法人びーのびーの理事長
熊坂 義裕	宮古市長
木幡 美子	(株)フジテレビジョン編成制作局アナウンス室主任
駒崎 弘樹	NPO法人フローレンス代表理事
田中 里沙	「宣伝会議」編集室長
樋口 恵子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長
山口 洋子	日本労働組合総連合会副事務局長
吉川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授

社会保障国民会議 持続可能な社会の構築〔少子化・仕事と生活の調和〕  
分科会運営要領

1. 分科会の座長は、互選により決定する。
2. 分科会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
3. 分科会は、原則として公開とする。
4. 事務局は、分科会における審議の内容等を、分科会終了後、遅滞なく、適当と認める方法により、公表する。
5. 事務局が、審議の内容等を公表する際は、分科会において配付された資料も原則として併せて公表する。
6. 分科会の議事要旨については、これを速やかに作成し、公表する。